訓令

○外務省訓令第十八号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

外務大臣　林　芳正

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

領事官の管轄区域　別表（令和四年一月一日現在）

地域	領事官	管轄区域
アジア	［略］	在ベトナム日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	ベトナム（在ダナン及び在ホーチミンの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）
	在ダナン日本国総領事	ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省
	在ホーチミン日本国総領事	ホーチミン市、フーイエン省、カインホア省、ニントゥアン省、ビントゥアン省、ドンナイ省、ビンズオン省、バリア・ブンタウ省、ロンアン省、ティエンザン省、ベンチェ省、ビンロン省、チャビン省、カントー市、バクリエウ省、カーマウ省、ホウザン省
［略］	［略］	

改正前

領事官の管轄区域　別表（令和三年一月一日現在）

地域	領事官	管轄区域
アジア	［同上］	ベトナム（在ホーチミン日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）
	［同上］	［項を加える。］
	［同上］	ホーチミン市
［同上］	［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。